

広島県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的として、施設・事業所を運営する者に対し、広島県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、広島県内に所在する施設・事業所であって、別表の「サービス名」欄のいずれかに該当するもの（令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び広島県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金の交付を受けるものを除く。）を運営する者とする。

2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、感染防止対策を継続的に行うため、補助事業者が衛生用品等を購入する事業とする。

3 この補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、令和3年10月1日から同年12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用とする。ただし、障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等の交付を受けている費用は、対象経費に含まない。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、施設・事業所ごとに、別表に定める基準単価と対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業終了後に、別記様式第1号の交付申請書兼実績報告書に係る書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、知事が別途定める日とする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(2) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがある。

2 補助事業者が前項の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の額の確定等)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により提出された交付申請書兼実績報告書の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知する。

(申請の取り下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(交付事務の委託)

第8条 知事は、本補助金の交付に係る次の事務を、知事が適当と認める者に委託することができる。

- (1) 規則第3条第1項及び第12条に定める知事に提出される交付申請書等の受領に関する事務
- (2) 規則第4条に定める知事が決定した補助金の交付に関する事務
- (3) 規則第6条及び第13条に定める申請者への通知に関する事務

2 前項の事務を委託した場合において、知事は、補助金の交付を決定した際には、その都度、受託者に対して、その決定した内容等を通知するものとする。

3 知事は、前項の通知をしたときは、受託者が交付するために必要となる補助金を、受託者へ支給するものとする。

4 受託者は、前項による支給を受けて補助金を交付した際には、広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）第38条第2項に基づき精算するものとする。

(実施規定)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。